

貯業第五一一二號

昭和四年九月四日立案

同年九月十日發送

局長

課長

集業

内法
総取

(第一案)

各廳歳出金取邊局変更ノ件

告知案

○各廳歳出金取邊郵便局変更 郵便官署ニ於テル
各廳歳入金及歳出金取扱規程第二條ノ規定ニ依ル
各廳歳出金取邊郵便局及日本銀行配置表中山口縣
、部取邊郵便局「下関」ヲ「門司」ニ改メ、本月十

五日ヨリ施行ス

貯金局

(第二案)

貯金局長 名

日本銀行國庫局長

大塚小一郎 宛

八月二十八日國甲第三七號ヲ以テ各廳歳出金取邊
郵便局変更方御未照ノ虞有ハ、御未意、通リ門司局
ニ変更シ、本月十五日ヨリ實施スルコトニ、致候條御
了知相成度候

(第三案)

有添付物 貯金局長 名

九月十二日
公報掲載

大藏省理財局長名宛

各廳歳出金取纏郵便局変更ノ件

右ニ関シ日本銀行國庫局ヨリ別紙寫ノ通リ未照有
之候ニ付本月十五日ヨリ之カ各廳歳出金取纏郵便
局及日本銀行配置表中山口縣ノ部ノ取纏郵便局
下関シテ「門司」ニ変更致候條御了知相成度候

(第四案)

通牒案

貯金局

廣島逓信局

宛(各通)

熊本逓信局

貯金局

各廳歳出金取纏郵便局変更ノ件

右ニ関シ別途告知ノ通本月十五日ヨリ山口縣ノ部
ノ取纏局「下関」ヲ「門司」ニ変更致候條之カ實
施ニ際シテハ左記ノ通處理相成度

記

- 一、舊取纏局ニ於テ九月十四日ノ取纏ヲ了シタル後
各局ヨリ文拂通知書等ノ送付ヲ受ケタルトキハ
之ヲ新取纏局ニ轉送スルコト
- 二、新取纏局ニ於テ旧取纏局指定ノ文拂通知書等ノ
送付ヲ受ケタルトキハ自局指定ノモノト同様處
理スルコト

- 三、從來未結ノ事故等ノ書類ハ之ヲ新取纏局ニ送付
シ同局ニ於テ處理スルコト但シ特殊ノ事由ナキ

限り帳簿類ハ引継ヲ為サス必要ナル事項ハ新旧
両局間ニ於テ文書ヲ以テ照覆ノ上處理スルコト

貯金局

國甲第三七號

昭和四年八月廿八日

日本銀行國庫局長

大塚 小一郎

貯金局長吉野圭三殿

大正十五年四月本行國庫事務取扱方改正、際各歳出金、取纏郵便局ヲ本行本支店所在地、郵便局ニ変更方御取計相願候處當時山口縣下所在支出官、奉行ニ係ル郵便局扱歳出金支拂通知書支拂済、モ、ニ限リ下関郵便局ヲ取纏局トシ本行門司支店ト受授スルコト、相成候為メ取扱上相互、不便不勘候ニ付同縣下、分ニ門司郵便局ニ於テ取纏ノラ

貯金局

ル、様御改定方御取計相願度此段得貴意候也